

**!  
申込みの前に必ずお読みください**

認可保育所  
認定こども園  
(保育利用)

令和5年度

- 教育保育給付認定申請案内書 -

# 入所申込みのご案内



## - 申込みにあたって -

- 認可保育所（以下、「保育所」という。）、認定こども園（保育利用）は、保護者が就労等で保育できない子どもをお預かりする施設です。
- 保育時間の原則は、昼間、保護者が子どもを保育できない時間だけです。保護者が保育できるときは、少しでも多くの時間を子どもと過ごしてください。
- 子どもの保育の基本は家庭にあります。園と十分に連絡をとりあい、子どもの健やかな成長を見守りましょう。
- 入所を希望する保育施設等は、全て必ず事前に見学したうえで申込みを行ってください。
- 受付期間を過ぎての申込みや、必要書類に不備がある場合は、希望月からの受付はできません。早めの準備をお願いします。
- 消えるペン・修正液・修正テープを使用している書類がある場合は受付できません。
- 申込み書類に虚偽がある場合は、申込みが無効になります。
- 保育所または認定こども園(保育利用)の申込みを行う場合、認定こども園（教育利用）の申込みは原則できません。同時申込みの場合はどちらも無効となります。

～ 各園の地域開放事業のご案内 ～

## あそびにきませんか？



各園の親子教室の日程やイベント情報等が満載。窓口・ホームページで配布しています。園見学に行く前にcheck♪

宗像市 子育て・教育サイト

むむハグ。



宗像市  
公式LINE



## ●お問い合わせ●

宗像市 子ども育成課 幼児教育保育係（西館1階 22番窓口）

〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号

電話 0940-36-3181 (直通) FAX 0940-37-3046

＼むむっ！／  
むなかた。  
<令和4年10月改訂>

# - 目次 -

## I はじめに

---

1 大切なお願い	1
2 クラス年齢表	1
3 保育所・認定こども園・幼稚園・届出保育施設等とは	2
4 教育・保育給付認定（支給認定）	2

## II 入所申込み

---

1 申込みの基準	3
2 申込み手続きのスケジュール	4
3 申込みに必要な書類	5
4 入所調整について	7
5 申込みの際の留意点	9
6 市外園の申込みについて	10

## III 入所後に関係すること

---

1 保育実施日と保育時間	12
2 ならし保育	13
3 保育を必要とする事由・家庭の状況が変わった場合	13
4 利用者負担額（保育料）等	14
5 利用者負担額等の減免	15

## IV 施設概要・その他の保育サービス

---

1 認可保育所・認定こども園一覧	16
2 その他の保育サービス	18
3 施設等利用給付認定	22

---

### 【お知らせ】

子育てに関する相談窓口	23
保育士さんの「働きたい」を応援します！	23
宗像市公式 LINE のお知らせ	23
委任状	24

# I はじめに

## 1 大切なお願い

### (1) 園選びについて

#### ① 園見学を行ってください

保育や教育方針、取組内容等は園によって異なります。入所申込みにあたっては、入所後のミスマッチを防ぐために、必ず事前に園見学を行ってください。行事がある場合などを除き、随時見学を行っていますが、感染症拡大防止等の観点から通常の見学と異なる場合がありますので、事前に園へ問い合わせをして見学してください。

#### ② 希望園は十分検討してください

保育施設等は、6か所（第6希望）まで希望できます。必ずしも6施設分を希望しなければならないものではありません。内定決定後に辞退することがないよう、希望保育施設等については十分検討のうえ、入所する意思のある保育施設等のみを申込みください。

### (2) お子さまを安全かつ安心してお預かりするために

#### ① お子さまの状態について配慮が必要な場合は、必ずお申し出ください

障がいや発達状況により、集団保育において支援や配慮が必要な場合は、必ず申込み時にお申し出ください。症状や程度によっては、園の人員体制や設備などの事情により、対応が難しい場合があります。あらかじめご了承ください。

#### ② アレルギー等の個別対応については、必ず事前に園に相談してください

園では、診断書（指示書）や検査結果など医師の具体的な指示に基づき、保護者と協議しながら可能な範囲でアレルギー食の対応（除去など）を行います。しかしながら、園の人員体制や設備等の事情により対応が難しい場合もございますので、あらかじめご了承ください。

#### ③ 乳幼児健康診断を受診してください

乳幼児健康診断（4か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児）は受診してください。また、入所後も定期的に実施される健康診断・歯科検診なども受診し、再検査や治療が必要な場合は、園や園医の指導に従ってください。

※このほかにも、お子さまの状況に応じて園からご協力をお願いをすることがありますので、ご了承ください。

※また、入所内定後に行う園での面談や入所前健診の結果、集団保育において支援や配慮が必要と園長が判断した場合、入所できることや入所に際する条件を求められることがあります。

## 2 クラス年齢表

児童年齢	児童の生年月日	
0歳児	R4.4.2	～
1歳児	R3.4.2	～ R4.4.1
2歳児	R2.4.2	～ R3.4.1
3歳児	H31.4.2	～ R2.4.1
4歳児	H30.4.2	～ H31.4.1
5歳児	H29.4.2	～ H30.4.1

0歳児は生後3か月経った翌月からが対象となります。

### 3 保育所・認定こども園・幼稚園・届出保育施設等とは

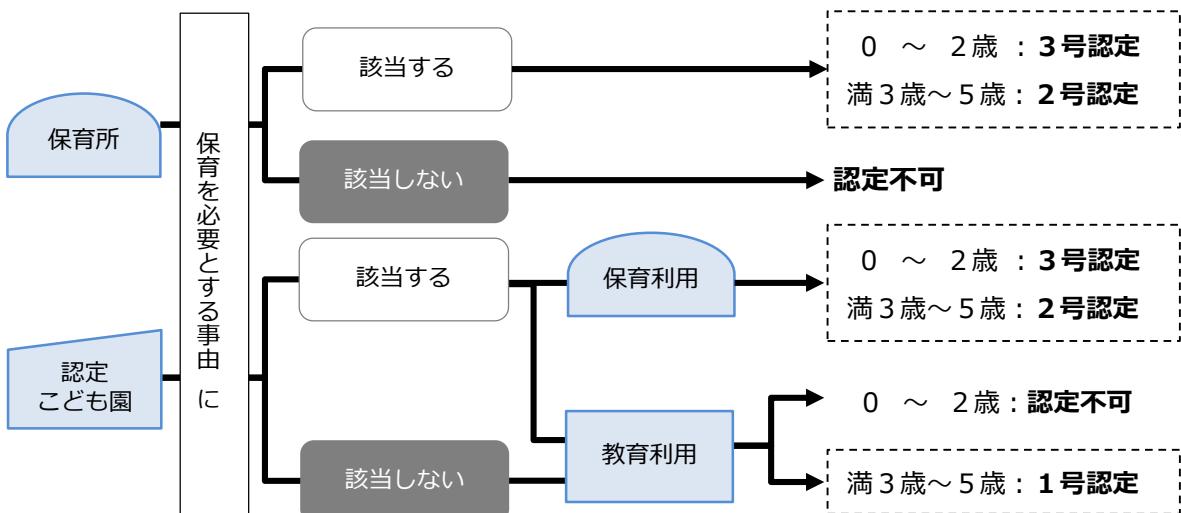
施設	年齢	利用できる保護者	申込先
<b>保育所</b> 就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設	0～5歳 ※園により異なります。	就労などの「保育を必要とする事由」に該当する保護者	市
<b>認定こども園</b> 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	0～5歳 ※園により異なります。  3～5歳 ※園により異なります。	就労などの「保育を必要とする事由」に該当する保護者  制限なし 利用料の無償化について詳しくは22ページをご確認ください。	市  各園
<b>幼稚園</b> 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設	3～5歳 ※園により異なります。	制限なし 利用料の無償化について詳しくは22ページをご確認ください。	各園
<b>届出保育施設</b> (企業主導型保育事業を含む) 多様なニーズに応える保育を行う、県に届出をしている施設	0～5歳 ※園により異なります。	園により異なります。 ※詳しくは各園にお問い合わせください。 届出保育施設利用料の無償化について詳しくは22ページをご確認ください。 企業主導型保育施設利用料の無償化については、各園にお問い合わせください。	各園

### 4 教育・保育給付認定（支給認定）

保育所や認定こども園を利用するためには、次の3つの認定区分により

「教育・保育給付認定(以下、**支給認定**)」を受けることが必要です。

宗像市では、保育所等の入所申込書と支給認定申請書を兼ねた様式となっています。



# II 入所申込み

## 1 申込みの基準

保育所、認定こども園(保育利用)への入所申込み・支給認定の取得のためには、次の【A】【B】の両方の基準を満たす必要があります。また、事由によって、支給認定の期間（保育施設を利用できる期間）が異なります。

【A】 入所希望の子どもと保護者が、宗像市内に住んでいること

宗像市外から転入予定の場合：入所希望月の前月末までに宗像市に転入してくること

※前月末までに転入しなかった場合、入所および翌月以降の申込みが無効となります。

【B】 保護者が、以下の保育を必要とする事由のいずれかに該当すること

	保育を必要とする事由		支給認定の期間 (保育施設を利用できる期間)	
(1)	月60時間以上就労している		就労期間中	
	育児休業からの復職・就労予定の場合、復職日・就労開始日は以下のとおりです。 (入所後に復職確認を行います。)			
	入所希望月	復職日・就労開始日	入所希望月	復職日・就労開始日
	4月	～5月14日	10月	～11月14日
	5月	～6月14日	11月	～12月14日
	6月	～7月14日	12月	～1月14日
	7月	～8月14日	1月	～2月14日
	8月	～9月14日	2月	～3月14日
	9月	～10月14日	3月	～4月14日
(2)	妊娠中、または出産から間がない		産前2ヶ月から産後3ヶ月まで ※産後3ヶ月経過した後は、他の保育を必要とする事由が必要です。 (例：4月10日出産の場合は2月～7月末まで有効)	
(3)	疾病もしくは負傷 身体や精神に障がいがある		療養を必要としなくなるまで	
(4)	同居親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時、介護または看護している		介護、看護を必要としなくなるまで	
(5)	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に従事している		必要な期間中	
(6)	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている		入所から3ヶ月まで ※入所から3ヶ月目の15日までに就労証明書等の提出が必要です。 (例：4月入所の場合は、6月15日まで)	
(7)	月60時間以上就学している (職業訓練校等における職業訓練を含む)		就学期間中	

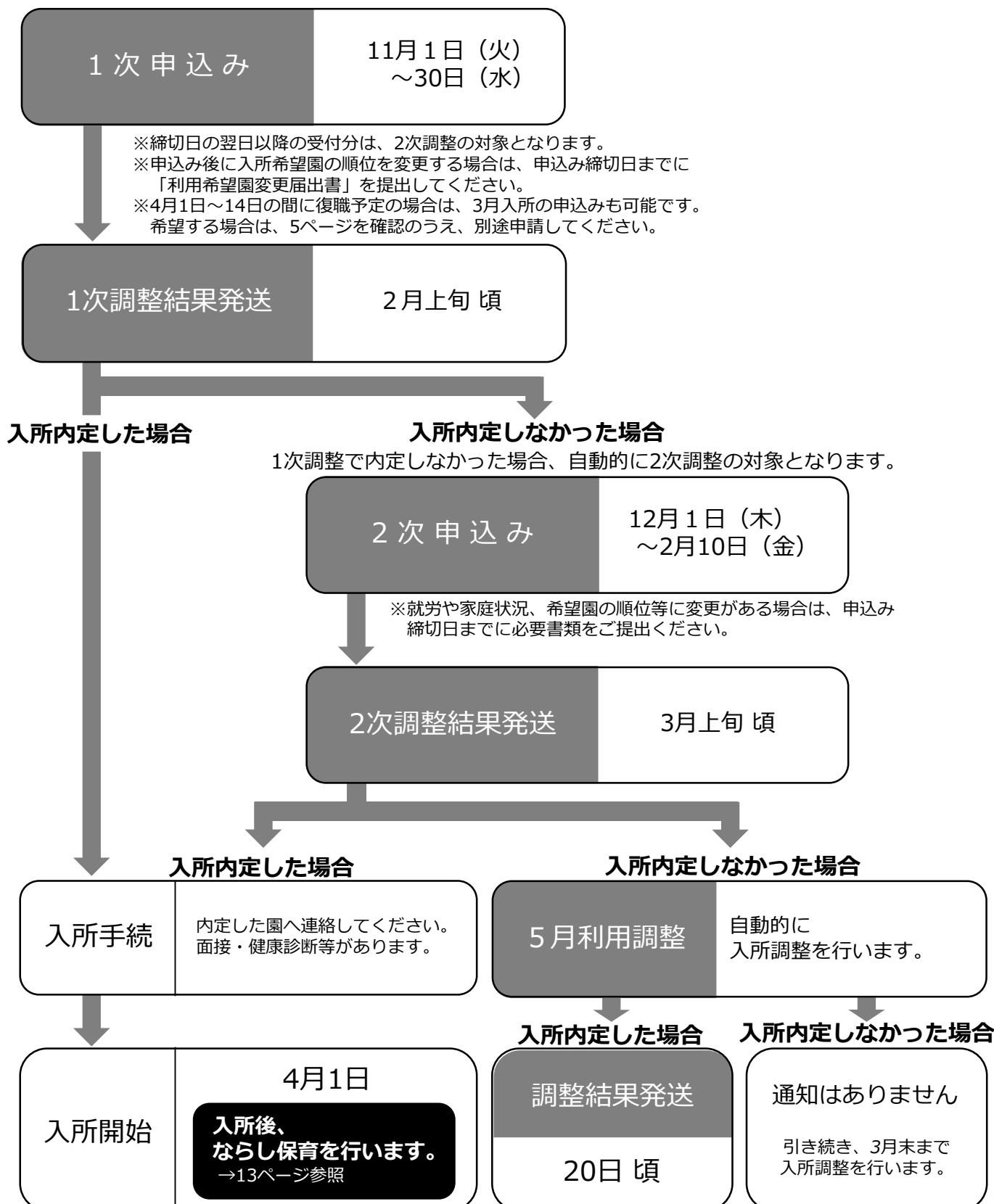
※出産・転居・転職等、申込み時と家庭や就労の状況が変わった場合は、速やかに市にご連絡ください。

※「育児休業」とは、法令上の育児休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。

※育児休業中の方は、復職日によって申込み可能な期間が異なります。詳しくは上記の（1）を確認してください。

## 2 申込み手続きのスケジュール

### 令和5年4月 入所希望の場合 (入所日は1日)



- ご家庭の状況に応じて必要書類を揃えて、子ども育成課に提出してください。
- 締切日を過ぎた申込みは、審査・調整の対象となりませんのでご注意ください。
- 書類に不備がある場合は、受付できませんので早めの準備をお願いします。

## 令和5年5月～令和6年3月入所希望の場合（入所日は毎月1日）

申込み	入所希望月	申込み期間	入所希望月	申込み期間
	5月	R5年3月13日(月)～R5年4月10日(月)	11月	R5年9月11日(月)～R5年10月10日(火)
	6月	R5年4月11日(火)～R5年5月10日(水)	12月	R5年10月11日(水)～R5年11月10日(金)
	7月	R5年5月11日(木)～R5年6月9日(金)	1月	R5年11月13日(月)～R5年12月8日(金)
	8月	R5年6月12日(月)～R5年7月10日(月)	2月	R5年12月11日(月)～R6年1月10日(水)
	9月	R5年7月11日(火)～R5年8月10日(木)	3月	R6年1月11日(木)～R6年2月9日(金)
	10月	R5年8月14日(月)～R5年9月8日(金)		(土日祝日、12月29日～1月3日を除く)

※申込後に入所希望園の順位を変更する場合は、10日までに「利用希望園変更届出書」を提出してください。



入所内定した場合

入所内定しなかった場合

入所保留の場合、入所申込みは支給認定の期間内に限り、今年度3月31日まで有効です。ので毎月入所調整を行います。（改めての申込みは不要）

※11月1日時点の入所保留者のうち、来年度4月以降も継続して入所を希望する場合は、11月中に再度次年度の申込みが必要です。4ページを確認してください。

翌月利用調整

変更がある場合は  
毎月10日までに必要書類を提出  
(土日祝日の場合はその直前の平日)

入所内定した場合

調整結果発送

20日頃

入所内定しなかった場合

通知はありません

入所手続き

内定した園へ連絡してください。  
面接・健康診断等があります。

入所開始

翌月1日

入所後、ならし保育を行います。  
→13ページ参照

### 申込み書類提出後に変更や取り下げをする場合

#### (1) 変更

希望園・事由・家庭の状況に変更があった場合は、速やかに必要書類を提出してください。

締切日は、申込み締切日と同じです。

#### (2) 取下げ

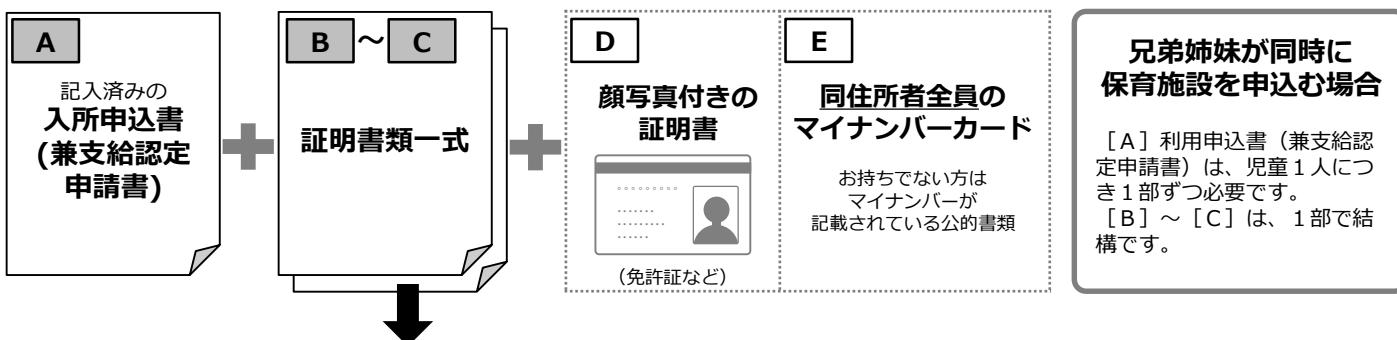
調整を希望しない場合・内定を辞退する場合は、取下げ書の提出が必要です。速やかに子ども育成課に提出してください。

### 3 申込みに必要な書類

入所申込みの際に、家庭状況等により添付する書類が異なります。

窓口で必要な書類（次の **A** ~ **C** で該当するもの）をお渡しします。

次の内容をご確認の上、ご提出ください。なお、申込みの際は、**A** ~ **E** をご持参ください。



- 証明書類は全て原則、直近3ヵ月以内に作成・発行されたものを使用してください。
- 保護者の事由を証明する書類は、必ず提出してください。
- 同一住所に18~59歳の祖父母や同居人がいる場合は、その人の事由を証明する書類も提出してください。提出がなくても申込みはできますが、入所調整の際の優先度（指指数）が低くなります。

#### B 保育を必要とする事由を証明する書類

状況	必要な書類	原則宗像市の様式を使用してください
<input type="checkbox"/> 就労している (内定を含む)	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 営業の場合：添付書類が必要です。右記の 2次元コードを参照してください。  ※月60時間以上の就労時間が必要。 ※雇用期限が切れている場合は提出できません。 ※雇用期限のある場合：雇用期限が切れる前に、更新 された雇用期限の記載された就労証明書の再提出が 必要です。  ※復職の場合：復職の欄についても記載必要。 <b>入所希望月の翌月15日以降の復職日が 記載されている場合は受付できません。</b> 	
<input type="checkbox"/> 妊娠中、または出産から間がない (産前2か月から産後3か月)	<input type="checkbox"/> 産前・産後に係る申立書 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳(表紙)のコピー	
<input type="checkbox"/> 求職活動を行っている	<input type="checkbox"/> 誓約書兼求職活動中の申立書	
<input type="checkbox"/> 通院・入院している	<input type="checkbox"/> 医師の診断書  ※療養を要する期間、保育できない症状等の記載が必要です。 ※状況に応じ、通院の履歴を提出していただく場合があります。 ※長期療養の場合、3か月～半年後に再提出が必要です。	
<input type="checkbox"/> 身体や精神に障がいがある	<input type="checkbox"/> 障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等のコピー (手帳番号、本人欄、障がい名が確認できるページ)	
<input type="checkbox"/> 同居親族 (長期間入院等をしている親族を含む) を常時、介護または看護している	<input type="checkbox"/> 介護等に関する申立書 <input type="checkbox"/> 介護、または看護される人の状態がわかる書類 医師の診断書（療育を要する期間、症状等の記載が必要） 障害者手帳、介護保険証（認定済）のコピー 等	
<input type="checkbox"/> 就学、職業訓練を受けている	<input type="checkbox"/> 在学を証明できる書類（在学証明書等） <input type="checkbox"/> 時間割がわかる書類 ※月60時間以上の就学時間が必要。	
<input type="checkbox"/> 震災、風水害、火災、その他の 災害の復旧に従事している	<input type="checkbox"/> 従事していることが証明できる書類 (従事内容を申立書に記入し提出してください)	

## ～おことわり～

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」の施行に伴い、入所を希望する方は申込み手続きに必要な書類である「利用申込書(兼支給認定申請書)」に個人番号(マイナンバー)の記載が必要となりました。なお、「利用申込書(兼支給認定申請書)」を提出の際は、個人番号を記載するとともに、申請者の「番号確認」と「本人確認」が必要です。

## 申込みに必要な様式は窓口またはホームページで入手できます

申込みに必要な様式は、宗像市の子育て・教育サイト「むむハグ。」からダウンロードできます。ダウンロードして記入する場合は、全て**A4サイズ**で**両面印刷**してご利用ください。右記の2次元コードからも閲覧できます。



- ・個人事業主または自営業中心者（協力者）として従事している方にご提出いただいた書類で、事業の実態が確認できない場合は、別の書類提出を求める場合があります。
- ・その他、状況等に応じて、追加で必要な書類提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## C 家庭（家族）の状況に応じて必要な書類

	状況	必要書類
保護者	配偶者と離婚・死別、または未婚である	(次のa～cのいずれか) <input type="checkbox"/> a ひとり親家庭等医療証のコピー（オレンジ 左上の <b>親</b> が <b>目印</b> ） <input type="checkbox"/> b 児童扶養手当証書のコピー <input type="checkbox"/> c 左記の状況が分かる戸籍謄本等の公的書類 および子どもの健康保険証のコピー
	配偶者と離婚協議中である	<input type="checkbox"/> 裁判所や弁護士による、 離婚協議中であることがわかる書類 ※離婚協議開始日の記載が必要 ※コピー可
	DVにより避難している	<input type="checkbox"/> 配偶者暴力相談支援センターや警察への相談 歴が確認できる書類 ※コピー可
	特別児童扶養手当を受給している	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書のコピー
	保護者のいずれかが就労、介護、就学のために別居している（単身赴任等）	<住民票が別の場合のみ> <input type="checkbox"/> 住民票の写し
申込児童 保護者 同居人	市外からの転入予定	<input type="checkbox"/> 児童の世帯員(世帯分離を含む同居者全員)が 記載された住民票の写し及び転入確約書
	身体や精神に障がいがある	<input type="checkbox"/> 障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉 手帳等のコピー (手帳番号、本人欄、障がい名が確認できるページ)
	生活保護を受給している	<input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書のコピー
申込児童 の きょうだい	支給認定を受けない施設（幼稚園・届出保育施設・児童発達支援施設など）を利用している	
	親族等が家庭で保育している (未就学児に限る)	<input type="checkbox"/> 就学前児童の保育についての申立書
	企業主導型保育事業の施設を利用している	
	申込み児童と別居している	<住民票が別の場合のみ> <input type="checkbox"/> 血縁関係が分かるもの

## 4 入所調整について

### (1) 入所調整

書類審査によって確認した内容に基づき、入所選考基準指数をもとに市が決定します。  
「基準指数」と「調整指数」の合計をもとに、指数が高い方から調整します。

**【基準指数】** ※保護者の中で、最も低い人の指数を基準指数とします。

番号	保育が必要な理由	内容	指数
(1)	・被雇用者 (勤務証明による)  ・自営業者 (営業実態を客観的に確認できる書類)	1ヶ月	160時間以上の勤務
			140～160時間未満の勤務
			120～140時間未満の勤務
			90～120時間未満の勤務
			60～90時間未満の勤務
(2)	内職	60時間以上の勤務	10
(3)	求職活動中	—	8
(4)	産前・産後	—	20
(5)	親族の介護・看護	居宅	16
		施設など入所中	10
(6)	就学・職業訓練	通学による	16
		通信制である	8
(7)	災害復旧	—	20
(8)	疾病・障がい等	入院、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級	24
		通院・自宅療養	20
		身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳3級	22
		身体障害者手帳4級以下	10
(9)	市長がとくに認める理由	—	最優先

**【調整指数】** ※状況に応じて加算されます。

番号	区分	細目	指数	備考
(1)	家庭状況	ひとり親家庭	10	離婚が成立していない場合は対象外
(2)		生活保護世帯	2	
(3)		同居親族等が保育可能	- 4	8ページ参照
(4)		多子(第3子以上)世帯、 多胎児同時申込み	1	
(5)		きょうだいが入所中の園に申込み	6	
(6)	保護者の状況	復職(育児休業からの復職前に限る)	6	(5)(6)(7)はいずれか1つ
(7)	児童の状況	1号認定で認定こども園に在園中の児童が、同じ園に2号認定で申込み	6	
(8)	申込みの状況	6か月以上入所待ち	4	
		3か月以上入所待ち	2	いずれか1つ
		前年度6か月以上待ち	2	
(9)	市内の保育所等に、 保育士・保育教諭・看護師・准看護師として勤務 (予定を含む)	月60時間以上の勤務である	14	

#### 【保育士等の加点について】

本市では、保育士不足を解消するため、各種取り組みを実施しています。保育士1人を新たに採用することで、1歳児の場合、最大6人の受入が新たに可能になります。ご理解のほど、お願いします。

## (2) 選考手順

### ① 利用希望園

申込書に記入された園を対象に、第1希望、第2希望…の順に行います。

利用希望園は最大6園まで選べます。

### 園の空き状況

園の空き状況（枠）は、次のとおり公表しています。

ただし、あくまで「目安」のため、実際に調整する際の枠と異なる場合があります。

入所月	公表期間	確認方法
4月	1次調整 令和4年10月24日 ～11月末まで	 左の二次元コードから ホームページで閲覧可能です。 市役所 子ども育成課の 「窓口」又は「電話」でも 問い合わせ可能です。
	2次調整 令和5年2月上旬（予定） ～2次申込受付締切日まで	
5月～3月	入所月の 前月1日～前月末まで (土日祝の場合は直後の平日)	

### ② きょうだい同時申込み

きょうだい同時申込みの場合は、以下のいずれかの調整方法を選択してください。

ただし、きょうだいで同じ調整方法を選んでください。

- きょうだいが「同じ園」に「同月」で内定した場合のみ、入所を希望する。**  
→きょうだいのうち一人でも同じ園に内定しない場合、きょうだい全員が保留となります。
- きょうだいが一方のみ内定した場合でも、入所を希望する。**  
→きょうだい全員を、別々に調整します。



申込み時の届出内容から、事由や家庭の状況等が変わった  
場合は、速やかに子ども育成課にご連絡ください。

正当な理由なく変更の申請を行わない・虚偽の報告等を行ったことが判明した時は、  
申込みが無効となる場合があります。

例①：育児休業から復職予定だったが、妊娠した

例②：求職活動中だったが、仕事が決まった

例③：就労していたが、退職し求職活動をしている

など

## 5 申込みの際の注意点

### (1) 提出した書類について

**提出した書類は、返却できません。**

控え等が必要な場合は、提出前に各自コピーしてください。

**不備があった場合は、再提出が必要です。**

提出された書類に不備があった場合は、申込書に記入されたご連絡先にお電話します。  
連絡先不明の場合や下記期日までに連絡がつかない場合は申込が無効になります。

入所希望月		不備受付期日
4月	1次調整	令和4年12月2日（金）
	2次調整	令和5年2月15日（水）
5月～3月		申込み締切の翌日

### (2) 郵便での提出について

**4月分の申込みに限り郵便での受付を行います。** 5月～3月分は窓口のみでの受付です。  
郵送で申請する場合は、以下のことに注意してください。

同封するもの	<input type="checkbox"/> 申請書及び添付書類 <input type="checkbox"/> 提出書類チェックリスト <input type="checkbox"/> 保護者一方の顔写真付きの証明書のコピー	
締切日	1次調整	11月30日必着
	2次調整	2月10日必着
提出先	〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号 子ども育成課 幼児教育保育係 「保育所等申込書在中」と記入してください。	

※郵送事故等の責任は負いかねます。到着が不安な方は、配達証明・簡易書留等をご利用ください。

### (3) 就労証明書等のコピーの提出について

以下の2点に該当する場合のみ、就労証明書等が複数枚必要であることを理由に、コピーしたものを持参できます。

- ①**12月～3月分**入所申込みと、**4月分**入所申込みをする
- ②子ども育成課で**「原本提出済」**と押印されている書類である

※4月分の申込み時に書類の原本とそれをコピーしたものを持参してください。

受付時、コピーしたものほうに**「原本提出済」**と押印してお返しします。

※年度途中の入所申込み受付期間はそれぞれ異なるためご確認ください。

## (4) 12月・1月・2月・3月からの入所を希望する場合

入所申込みは支給認定の期間内に限り、**今年度3月31日まで有効**です。その為、翌年度4月以降も入所調整・利用を希望する場合は、**11月30日までに4月分の申込が必要です。**（5ページ参照）

また、**年度途中に入所した園と異なる園を、翌年度4月以降の入所希望園とする場合は**、11月中に提出された4月入所申込書に記載された園で、再度入所調整を行います。希望する園を変更する場合は、別途、「希望園変更届」の提出が必要です。

## 6 市外の園への申込みについて

宗像市に住民登録がある児童が市外の園に入所を希望する場合は、宗像市で申込みを受付します。宗像市で申込みを受付した書類は、入所を希望する園の所在地の市区町村へ送付し、当該市区町村で入所調整が行われます。なお、市外住民の受入を行っているかどうかは、各市区町村によって異なります。

### (1) 申込みの流れ

- ① 事前に、入所を希望する園の所在地の市区町村で、次の項目をご確認ください。  
(市区町村ごとに異なります。)

memo

- 市区町村名 :**
- 市外住民の受入を行っているかどうか（行っている・行っていない）**
- 申込み締切日 月 日( )まで**
- 必要な手続き、必要な書類**
- 選考基準**
- 内定後の手続き等**

- ② 宗像市子ども育成課で、市外の園に申込みを希望する旨を伝え必要な書類を受け取ってください。  
③ 宗像市子ども育成課に、申込み書類を持参してください。

**提出締切： ①で確認していただいた締切日の10日前**  
(④で書類を郵送する手続きに時間が必要なため。)

- ④ 宗像市子ども育成課で書類を確認し、入所を希望する園の所在地の市区町村に申込み書類を送付します。

- ⑤ 入所を希望する園の所在地の市区町村で、入所調整が行われます。

- ⑥ 入所調整の結果が、宗像市子ども育成課に送付されます。結果通知が届き次第、宗像市子ども育成課から申請者にお知らせします。

※ 宗像市から転出予定の方

入所内定の可否にかかわらず、転入手続の際に転入先の市区町村で改めて入所申込みが必要です。

### (2) 申込みに必要な書類

- ① 宗像市内の園に申込む際に必要な書類（8～9ページ参照）  
② 入所を希望する園がある市区町村が必要とする書類

# III 入所後に関すること

## 1 保育実施日と保育時間

### (1) 保育実施日

休園日である、日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除いた日です。

※日曜日と祝日を除く年末年始期間中に、どうしても家庭で保育できない場合は、各園に相談してください。

※災害、伝染病の発生等、非常時は休園する場合があります。

### (2) 保育時間

- 家庭での保育ができない状況に応じて、通常保育として利用できる時間が決定します。
  - 通常保育以外での保育を希望する場合は、延長保育をご利用ください。
- ※延長保育を利用する場合、別途、延長保育料がかかります。

保育時間	利用できる状況	備考	変更手続
保育標準時間 (最大11時間まで 利用可能)	<input type="checkbox"/> 就労時間が月120時間以上 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 災害復旧	申出により、保育短時間利用に変更 することができます。	
保育短時間 (最大8時間まで 利用可能)	<input type="checkbox"/> 就労時間が月60時間以上 120時間未満 <input type="checkbox"/> 就学（職業訓練を含む）  <input type="checkbox"/> 親族等の介護・看護 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい等  <input type="checkbox"/> 求職活動中 <input type="checkbox"/> 育児休業取得時の継続利用	通勤等の状況により、保育標準時間 に変更できる場合があります。ただし、 変更できる期日や条件がありますので、 早めに園にご相談ください。 なお、 <u>変更の場合は、園を通じて必 要書類を提出してください。</u>	前月15日まで に必要書類 (13ページ・ 4参照)および <b>保育必要量区分 変更願</b> を提出
		※初月は、短時間での 利用です。	

### 通常保育の保育時間

施設	保育時間	7	8	9	~	16	17	18	19	20
保育所	標準時間				通常保育 7:00～18:00			延長 保育	延長 保育	
	短時間				延長 保育	通常保育 9:00～17:00	延長 保育			赤間保育園は 20時まで
野ばら 保育園分園	標準時間				通常保育 7:30～18:30					
	短時間				延長 保育	通常保育 9:00～17:00	延長 保育			
認定 こども園	標準時間				通常保育 7:30～18:30					
	短時間				延長 保育	通常保育 8:30～16:30	延長 保育	延長 保育		

### (3) 延長保育について

- 通常保育時間で対応できない場合、延長保育を利用することができます。  
延長保育は1時間単位の申込みです。
- 月単位で利用のほかに、1日単位での利用もあります。いずれも、入所後に各園でお申込みください。

	保育短時間利用	保育標準時間利用	～ご確認ください～
0歳児	2,000円	4,000円	<ul style="list-style-type: none"><li>1時間あたりの月額料金です。</li><li>年齢は、当該年度の4月1日時点の年齢です。</li><li>生活保護世帯および市町村民税非課税世帯は、延長利用者負担額の減免を受けられる場合があります。</li><li>1日単位の利用料金等は、園にお尋ねください。</li></ul>
1歳以上児	1,500円	3,000円	

## 2 ならし保育

園では入所後しばらく、お子さまの保育環境の変化への負担軽減を図るため、保育時間を通常よりも短くする「ならし保育」を行います。ならし保育期間中の預かり時間は1~2時間から始まります。お子さまの状態（年齢・園での様子など）やご家庭の状況、園により期間は異なりますが、おおよそ4週間程度が目安となります。なお、ならし保育は、入所してから始まりますので、ご注意ください。  
※転園の場合も、転園先の園でならし保育が必要です。

## 3 保育を必要とする事由・家庭の状況が変わった場合

状況が変わった場合は、速やかに園と子ども育成課にご連絡ください。

正当な理由なく変更の申請を行わない・虚偽の報告を行う等により、入所基準に該当しなくなった場合や、該当しなくなったことが判明した場合は、「子ども・子育て支援法第24条」により、支給認定が取り消され、その月の末日で退園となる場合があります。なお、変更の申請があっても、期日までに必要書類の提出が無い場合には、変更が翌々月以降になります。

また、入所後、保育を必要とする事由の確認を行いますので、ご協力をお願い致します。

変更内容	変更手続等
<input type="checkbox"/> <b>就労時間・通常保育時間の変更</b> <input type="checkbox"/> <b>転職・雇用期限の更新</b> <input type="checkbox"/> <b>退職</b> <input type="checkbox"/> <b>出産</b> <input type="checkbox"/> <b>復職</b>  <b>など</b>	各種必要書類を提出してください。  必要書類：6ページ参照 必要に応じて「保育必要量区分変更願」もご用意ください。 提出先：利用園 提出締切：変更を希望する月の <u>前月15日まで</u>
<input type="checkbox"/> <b>育児休業※を取得する</b>  ※法令上の育児休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。	出産後、育児休業を取得する場合、生まれた子の「1歳の誕生日の前日」が属する月の月末まで、在園児は継続して通園することができます。詳細は、きょうだい児を出産された方に送付する通知をご確認ください。 なお、 <u>産後3ヶ月の期間中に父が育児休業を取得する場合、保育時間は短時間になります。</u>  必要書類：育児休業にかかる申立書 提出先：利用園 提出締切：変更を希望する月の <u>前月15日まで</u>
<input type="checkbox"/> <b>市内の転居</b>	<b>世帯員が変更になった場合は、速やかに子ども育成課にご連絡ください。</b>
<input type="checkbox"/> <b>市外へ転出</b>	<b>速やかに子ども育成課と園にご連絡ください。</b> 在園できるのは転出した月の翌月末までです。 (ただし、1日に転出した場合は転出した月の末日までとなります。)
<input type="checkbox"/> <b>婚姻・離婚</b>	子ども育成課に <b>速やかにご連絡ください。</b>
<input type="checkbox"/> <b>退園</b>	退所する月の <b>15日まで</b> に、園長に届出をしてください。退所日は各月末です。 届出がない場合は、在籍とみなされ、通園しなくても利用者負担額を支払わなければなりません。
<input type="checkbox"/> <b>転園</b>	転園を希望する場合は、新規申込みと同じ手続きが必要です。

## 4 利用者負担額（保育料）等

### (1) 利用者負担額について

- 利用者負担額は、「算定対象者の所得割額の合計」と「子どもの年齢」に応じて決まります。保護者と配偶者（事実婚含む）が、非課税かつ一定の所得に満たない場合は、同居人も含めて算定します。
- 利用者負担額の算定のもととなる市町村民税所得割額は、税額控除（配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・外国税額控除・住宅借入金等特別税額控除・寄付金税額控除等）適用前の税額です。
- 未申告の場合や税の書類の提出を依頼したにもかかわらず提出がない場合は、利用者負担額を一旦最高額で決定します。
- 詳しくは、別紙「宗像市特定教育・保育利用者負担（保育料）基準額表」をご覧ください。  
窓口・ホームページ（15ページの2次元コードから読み取れます）にて取得できます。  
※基準額表は毎年3月末頃に改訂します。
- 入所月に利用者負担額（保育料）を記載した「入所承諾書」を郵送します。

\* 3～5歳児クラスは、2019年10月から無償化の対象となりました。  
※主食費および、副食費（おかず代等）は保護者の実費負担となっています。

\* 保護者から徴収する利用者負担額は、園の運営（人件費・管理費など）の一部に充てられています。ただし、制服代、教材費、遠足代などの実費等は、別途必要です。

\* 入所時に、事務手数料等が必要な園もありますので、詳しくは各園にお尋ねください。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
令和4年度 市町村民税所得割額で算定 ⇒令和3年1月～12月の所得等に応じて確定						変更	令和5年度 市町村民税所得割額で算定 ⇒令和4年1月～12月の所得等に応じて確定					

※9月に利用者負担額が変わっても、4月に遡っての追加徴収や返金はありません。

### (2) 利用者負担額の納付について

保育所と認定こども園で、納付の方法が異なります。

	納付方法	期日
保育所	原則、口座振替で、市が徴収します。 ※内定通知に同封されている「宗像市利用者負担額預貯金口座振替依頼書」を各金融機関に提出、または、「利用者負担額（保育料）の納付等について」に記載している2次元コードからWeb口座振替受付サービスを利用して登録してください。	口座振替日：毎月月末 ※末日が休業日のときは、その翌営業日 12月は28日（28日が休業日のときは、その翌年の最初の営業日）
認定こども園	園が徴収します。	納付期限：園が指定する日



- 利用者負担額は月額です。
- 入院や帰省などで1日も通わなかった場合でも、在籍期間中は利用者負担額がかかります。
- 月途中で退所した場合でも、退所日は当月末となり、減額や返金はありません。

## 5 利用者負担額等の減免等

### (1) 利用者負担額の減免等

2歳児クラスまでの2・3号認定のうち以下に該当する方は、利用者負担額が減免されます。  
(3歳児クラスからは無償(0円)です。)

#### ① きょうだい児のいる世帯

第2子目は半額、第3子目は無料となります。

ただし、市町村民税所得割額や世帯の状況により、きょうだいの考え方方が異なります。

#### ② ひとり親や在宅障がい児(者)のいる世帯

市町村民税所得割額によっては利用者負担額が減免される場合があります。

詳しくは下記の2次元コードから、  
「宗像市特定教育・保育利用者負担(保育料)基準額表」をご覧ください。

### (2) 副食費(おかず代)の減免

1・2号認定者のうち、副食費(おかず代)が減免となる場合があります。

詳しくは下記の2次元コードから、  
「宗像市特定教育・保育利用者負担(保育料)基準額表」をご覧ください。

### 園の運営には利用者負担額以外の費用も充てられています！

1人の子どもにかかる1か月の保育費用は、0歳児で約**17万円**。

みなさんが納める利用者負担額はその一部として使われ、その差額は税金が充てられています。

※利用者負担額は決められた期日までに必ず納付してください。

※利用者負担額を滞納した場合は延滞金が課せられ、税の滞納と同様に、検索・差押処分の対象となります。

### 「宗像市特定教育・保育利用者負担(保育料)基準額表」

宗像市のホームページに掲載しています。右記の2次元コードから閲覧できます。

宗像市 令和●年度保育料

検索



# IV 施設概要・その他の保育サービス

## 1 認可保育所・認定こども園一覧

区分	園コード	施設名	定員(人)	所在地	電話番号(0940)	開所時間 ※13ページ参照
認可保育所	001	赤間保育園	220	赤間4丁目7-1	32-6246	7:00～20:00
	002	恵愛保育園	120	三郎丸1丁目11-28	32-3265	
	003	西海保育園	180	東郷4丁目6-8	36-8430	
	004	日の里東保育園	160	日の里5丁目3-1	36-5803	
	005	さくらんぼ保育園	90	日の里9丁目12-1	37-2078	
	006	野ばら保育園	100	久原900-2	36-0849	
	007	野ばら第二保育園	160	朝町707-2	32-2390	
	008	第二赤間保育園	130	広陵台1丁目8-4	34-1202	7:00～19:00
	020	第二赤間保育園分園		広陵台1丁目7-3	72-5378	
	011	玄海風の子保育園	120	江口916-57	62-9088	
	009	平等寺保育園	200	平等寺465-1	33-2554	
	012	ひかり幼稚園	90	陵厳寺2丁目19-1	33-5301	
	013	かとう保育園	100	城西ヶ丘6丁目16	35-6655	
	014	みつぼし幼保園	40	徳重201-1	48-9022	
	016	かとう西保育園	100	河東1616-1	35-7220	
	018	野ばら保育園ユリックス分園	20	久原400ユリックス内	39-3123	
	019	ひかり幼稚園ひのさと分園	20	日の里5丁目3番98号 日の里団地48	55-3492	
認定こども園	209	東郷信愛幼稚園	98	田熊5丁目8-5	36-1137	
	207	東海大学付属自由ヶ丘幼稚園	60	田久1丁目9-3	32-1119	7:30～18:30
	015	いちごいちえん	140	宮田1丁目6-2		
	017	いちごいちえん分園		田久2丁目5-25	32-8560	
	211	赤間くるみ幼稚園	22	富地原1075-1	33-3501	

# ● 園選びに役立つ情報はコチラから！

宗像市のホームページでは、宗像市内の認可保育所・認定こども園の紹介をしています。  
右記の2次元コードからも読み取れます。園見学の際にご活用ください。



保育所

認定こども園

受入可能な年齢(月齢)	休日保育 (在園児のみ利用可)	一時預かり実施	おむつ	制服	備考欄
0歳児 (生後3か月たった翌月)～	—	○	紙・布	○	
	—	○	紙・布	×	
	○	○	布	○	
	—	○	紙・布	○	
	○	○	紙・布	○	
	—	○	紙・布	×	
2歳児～	—	○	紙・布	×	きょうだい同時申込みの場合は、同一園として調整します。
	—	○	紙・布	×	
0歳児(生後3か月たった翌月) ～1歳児	—	○	紙・布	×	きょうだい同時申込みの場合は、同一園として調整します。
	—	○	紙・布	×	
	—	○	紙・布	○	
	—	○	布	×	
	—	○	紙	○	
	—	○	紙	×	
0歳児 (生後3か月たった翌月)～ ～2歳児	—	○	紙・布	×	3歳児からは、本園または野ばら第二保育園を利用 3歳児からはひかり幼稚園を利用
	—	○	布	×	
	—	○	紙	○	
	—	○	紙	○	
0歳児 (生後3か月たった翌月)～ ～2歳児	—	○	紙・布	×	3歳児からはひかり幼稚園を利用
	—	○	布	×	
0歳児 (生後3か月たった翌月)～	—	○	紙・布	×	
	—	—	紙	○	
1歳児～	—	—	紙	○	
	—	—	紙	×	きょうだい同時申込みの場合は、同一園として調整します。
2歳児～	—	—	紙	○	
	—	—	紙	×	
0歳児(生後3か月 たった翌月)～1歳児	—	—	紙	×	きょうだい同時申込みの場合は、同一園として調整します。
	—	—	紙	○	
2歳児～	—	—	紙	○	

## 2 その他の保育サービス

### (1) 一時預かり

保護者の傷病・短時間勤務・冠婚葬祭などのために、一時的に家庭での保育が困難となる場合や育児疲れによる保護者の負担軽減のための支援が必要となる場合に、児童を一時的にお預かりする制度です。受入体制により、利用できない場合がありますので、あらかじめ園にお問い合わせください。

#### 認可保育所・認定こども園

##### ① 対象施設

16ページの「保育所・認定こども園一覧」を参照ください。

##### ② 費用・利用時間

1人1回あたりの金額は以下の通りです。別途、実費がかかる場合があります。

	3歳未満児	3歳以上児
半日 (9:00~13:00または13:00~17:00)	2,000円	1,500円
全日 (9:00~17:00)	3,500円	2,500円

##### ③ 利用方法

※年齢は、当該年度の4月1日時点の年齢が基準

利用を希望する園に、受け入れの可否を直接お問い合わせください。

#### 届出保育施設・企業主導型保育施設

詳しくは19ページの(3)届出保育施設・(4)企業主導型保育施設を参照ください。

### (2) 病児・病後児保育

病気の回復期等で集団生活が難しく、昼間家庭で保育できない場合に、保護者に代わって専用施設で預かります。詳細は、各ホームページをご確認ください。

施設名	すくすくくらぶ (宗像医師会病後児デイケアルーム)	めばえ (医療法人 片山医院 病児保育室)
概要	病後児保育事業：回復期に利用可 風邪や嘔吐・下痢などが完治する前の数日間や、みずぼうそう・おたふくかぜ等で登園（登校）の許可が出る前の数日間などに利用ができます。	病児保育事業：回復期にいたっていない時に利用可 当面の症状としては急変が認められないが、病気の回復期にいたっていない時に利用ができます。
所在地	田熊5丁目5-5 (宗像地域医療センター3F)	稻元1035-6
電話	37-3536	32-8782
対象	生後3か月～小学6年生	生後6か月～小学6年生
時間	8:00～17:30	8:00～17:30
休み	土・日曜日・祝日 お盆（8/13～15）・年末年始（12/29～1/3）	日曜日・祝日・お盆休み・年末年始 その他休診日（午後休診日含む）
料金・持参品等	詳しくは、 ホームページをご確認ください。 右の二次元コードから閲覧できます。 	詳しくは、 ホームページをご確認ください。 右の二次元コードから閲覧できます。 
利用方法	病児保育ネット予約サービス「あづかるこちゃん」で予約ができます。 アカウント登録をした後、施設の利用登録が必要です。 右の2次元コードから登録できます。 	

令和4年10月1日時点での情報です。

### (3)届出保育施設

乳幼児の保育を目的とする施設で、「児童福祉法」の規定に基づき福岡県知事へ設置の届出を行っている施設を「届出保育施設」といいます。（自治体によっては「認可外保育施設」と呼ぶ場合もあります。）また、県の立入調査により指導監督基準に全て適合していると確認された施設を「基準適合届出保育施設」といいます。届出保育施設は、保護者の方が直接施設に申し込み、**施設との直接契約**となります。利用料等は、各施設で異なりますので、施設に直接お問い合わせください。

施設名	定員	所在地	電話番号	サービス内容（対象年齢）			基準適合
				月極契約	一時預かり	保育時間	
託児所 チャイルド ハウス	12	日の里1丁目 31-1	37- 1030	1歳～3歳	1歳～6歳	平日 8:00～18:00 土 9:00～17:00	○
あかま森の子 保育園	25	赤間駅前 1丁目4-1 トリアビル2F	62- 6530	6か月～ 6歳	6か月～6歳	平日 7:30～18:00 土 7:30～16:00	○

令和4年10月1日時点での情報です。

#### 届出保育施設利用料金補助金について

認可保育所の入所申込みをしている方のうち、届出保育施設を利用している方は、届出保育施設利用料に対し、一部補助を受けることができる場合があります。なお、利用希望園を第6希望まで選んでいる方が対象です。詳しくは子ども育成課までお尋ねください。

### (4)企業主導型保育施設

子ども・子育て拠出金を負担している企業が、国の助成を受けて運営する従業員等の子どものための事業所内保育施設です。国（内閣府）の審査を通過した事業所に助成金が交付され、施設整備や園運営に充てられています。認可外保育施設に位置付けられるのですが、従業員枠以外に「地域枠」が設けられている場合、保育を必要とする宗像市在住の子どもも利用できます。利用料、時間帯などの詳細は施設に直接お問い合わせください。

施設名	定員※ (地域枠)	所在地	電話番号	サービス内容（対象年齢）			基準適合
				月極契約	一時預かり	保育時間 (平日・土)	
むなかた スター保育園	47 (23)	野坂2652-1	39- 3512	5か月～6歳	5か月～6歳	7:00～20:00	○
じゅうがおか ほいくえん	12 (6)	自由ヶ丘 1丁目1-5	62- 5953	5か月～6歳	5か月～6歳	7:00～19:00	○
Caren保育園 くりえいと	40 (20)	くりえいと 3-4-9	22- 8122	5か月～6歳	5か月～6歳	7:00～20:00	○

令和4年10月1日時点での情報です。 ※定員は、従業員枠と地域枠の合計です。

### (5)家事・育児サービス

民間事業者が家事や子どもの見守りなどのサービスを提供しています。

詳細は、各施設等に直接お問い合わせください。

施設名	電話番号	サービス内容
社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンター お結び	36-6963	家事・子育て、産前産後のケア、介護保険外 サービスなど（自宅に訪問して支援します）
社会福祉法人グリーンコープ 子育てサポートセンター ぶらんこ	62-6002	キッズシッター、ベビーシッター、 集団託児、産後家事支援
公益社団法人 宗像シリバー人材センター	33-1151	家事、子どもの見守りなど
エフコープふれあいサービス	092-943-7789	産前産後の支援、子どもの見守り、外出同行など

## (6) 幼稚園・認定こども園（教育利用）

3歳～就学前までの児童を対象に、小学校以降の教育の基礎を作るための幼児教育を行う施設です。各園が独自の教育方針で、幼児教育に取り組んでいます。子育て相談の実施、スクールバスの運行、給食日数など、園により異なりますので、事前に調べておくことが大切です。  
保護者の方が直接施設に申し込み、施設との直接契約となります。

認定こども園（教育利用）					
施設名	東郷信愛幼稚園	東海大学付属 自由ヶ丘幼稚園	いちごの丘こども園	赤間くるみ幼稚園	
連絡先	田熊5-8-5 ☎ 36-1137	田久1-9-3 ☎ 32-1119	宮田1丁目6-2 ☎ 32-8560	富地原1075-1 ☎ 33-3501	
定員（人）	113	290	25	220	
対象年齢 ※1	満3歳～	3歳～	満3歳～	満3歳～	
2歳児クラス	あり	—	3歳誕生日前日の翌月～※2	あり	
送迎	○	○	○	○	
昼食	弁当持参	給食 (月2回弁当持参)	給食	給食 (月1～2回弁当持参)	
教育時間	月～金 10:00-14:00 バスの運行時間によって時間差有				
入園料	—				
教育時間 利用料 (月額)	無償（0円） ・無償化は最短で、3歳の誕生日前日の翌月から開始されます。※2 ・食材費、バス代などは無償化の対象外です。 ・園に支払う金額は園によって異なります。詳しくは各園にお問い合わせください。				
費用	月 金	●全日時18:00まで 450円/日 (2歳児 600円/日)  ●半日時18:00まで 650円/日 (2歳児 800円/日)	●7:30-8:30 100円/30分 ●17:00まで 300円/日 ●17:00-18:00 100円/30分 ●18:00-18:30 300円/日 ※別途おやつ代100円徴収予定	●18:00まで 500円/日 7,000円/月 ●18:00-18:30 100円/日 1,500円/月	●18:00まで 400円/日
預かり保育利用料	土	—	—	●8:30-18:00 700円/日  ●15:00まで 600円/日 (第2・第4土曜日は休み)	
	長期 休暇	●8:30-18:00 900円/日 (2歳児 1,000円/日)	●7:30-8:30 100円/30分 ●9:00-17:00 800円/日 ●17:30-18:00 100円/30分 ●18:00-18:30 300円/日 ※別途おやつ代100円徴収予定	●7:30-8:30 200円/日 3,000円/月 ●8:30-18:00 500円/日 7,000円/月 ●18:00-18:30 100円/日 1,500円/月	●8:00-18:00 800円/日
無償化に 必要な手続き	・ <b>教育時間利用料</b> については、 <b>教育・保育給付認定の「1号認定」</b> の取得が必要です。入園手続きの際に、申請書を園から受け取り、入園希望月の前月23日までに市役所に提出してください。 ・ <b>預かり保育利用料</b> については、 <b>施設等利用給付認定の「新2・3号認定」</b> が必要です。 <b>22ページ</b> をご確認ください。				

※1 3歳：4月1日時点で3歳になっている児童。 満3歳：3歳の誕生日前日を迎えた児童。

## 保育所・認定こども園（保育利用）の同時申込みについて

保育所・認定こども園(保育利用)の申込みを行う場合、認定こども園（教育利用）の同時申込みはできません。なお、保育所・認定こども園（保育利用）の入所調整の結果、保留となった場合は、認定こども園（教育利用）に申し込むことができます。ただし、4月申込の1次調整の結果、保留となり、2次調整を待たずに認定こども園（教育利用）の申込をする場合は、保育所・認定こども園（保育利用）の申込の取下げが必要です。

令和5年4月1日見込みの情報です。

幼稚園（私立）					幼稚園（国立）
浄徳寺幼稚園	日の里幼稚園	博多のびっこ幼稚園	玄海ゆりの樹幼稚園	玄海ゆりの樹幼稚園地島分園	福岡教育大学附属幼稚園
● 光岡686 ☎ 36-2534	● 日の里2-3-8 ☎ 36-0056	● 日の里7-18-1 ☎ 36-7473	● 上八1974 ☎ 62-3836	● 地島428-1 ☎ 62-1231	● 赤間文教町1-30 ☎ 35-1262
270	210	280	270	10	90
満3歳～	満3歳～	満3歳～	満3歳～	3歳～	3歳～
あり	あり	あり	あり	—	—
○	○	○	○	—	—
給食 (月1回弁当持参)	給食	給食 (週3回、週5回の選択制)	給食（希望制）	給食	弁当持参
月～金 10:00-14:10	月～金 10:00-14:30 バスの運行時間によって時間差有	月～金 10:00-14:00	月～金 10:00-14:30 バスの運行時間によって時間差有	月～金 9:00-14:00	月 火 木 金 8:45-13:30 水 8:45-12:00
42,000円	50,000円	43,000円	42,000円		31,300円

無償（月額上限額：【私立】25,700円、【国立】8,700円）

- ・無償化は最短で、3歳の誕生日の前日から開始されます。
- ・入園料は無償化の対象ですが、食材費、バス代などは無償化の対象外です。
- ・園に支払う金額は園によって異なります。詳しくは各園にお問い合わせください。

●18:10まで 500円/日	●17:00まで 350円/日 ●18:00まで 550円/日	●7:30-8:30 200円 ●8:01-8:30 100円  ●16:00まで 300円 ●18:00まで 500円 ●18:30まで 700円 ●19:00まで 900円 (おやつ代込み)	●バス1コース 400円/日 (おやつ代込み)  ●バス2コース 300円/日 (おやつ代込み)  ●17:00-18:00 100円/30分	●18:00まで 450円/日
—	—	●8:30-11:00 300円 ●14:00まで 600円 (第1、第3土曜日のみ)	—	—
●8:00-18:00 900円/日	●9:00-17:00 1,000円/日 ●9:00-18:00 1,200円/日	●7:30-8:30 200円 ●8:01-8:30 100円 ●8:30-11:00 300円 ●14:00まで 600円 ●16:00まで 900円 ●18:00まで 1,100円 ●18:30まで 1,300円 ●19:00まで 1,500円	●8:00-9:00 100円/30分 ●9:00-15:00 600円/日 ●15:00-16:00 100円/1時間 ●16:00-17:00 200円/1時間 (おやつ代込み) ●17:00-18:00 100円/30分	●9:00-18:00 900円/日

施設等利用給付認定の「新1・2・3号認定」が必要です。  
詳しくは22ページをご確認ください。

※2 誕生日が1日・2日生まれの児童は当月から。

### 3 幼稚園・認定こども園（教育利用）等の利用料無償化

幼稚園、認定こども園（教育利用）や、届出保育施設等を利用している児童のうち、  
**非課税世帯の0～2歳、および、3歳以上の児童**は、施設等利用費の給付を受けることができます。  
 給付を受けるためには「申請」をして**「施設等利用給付認定」**を受ける必要があります。

#### （1）対象

認定期間は、保育を必要とする事由・家庭の状況の変化、転出等により変更される場合があります。

利用施設	対象となる料金	対象年齢	認定区分	要件
幼稚園	教育時間利用料	3歳の誕生日前日～ 5歳児クラス	新1号	—
	教育時間利用料 + 預かり保育利用料		新2号 (3～5歳児クラス)	保育を必要とする事由がある
認定こども園 (教育利用)	預かり保育利用料	0～5歳児クラス		
届出保育 施設等※1	利用料		新3号 (0～2歳児クラス)	① 非課税世帯である ② 保育を必要とする事由がある ③ 幼稚園・認定こども園の場合： 満3歳である

利用施設・認定区分によって給付の上限金額が異なります。

#### ＜教育時間利用料※2＞

私立幼稚園 月額上限 25,700円  
国立幼稚園 月額上限 8,700円

#### ＜届出保育施設等利用料※4＞

新2号：月額上限 37,000円  
新3号：月額上限 42,000円

#### ＜預かり保育利用料※3＞

新2号：月額上限 11,300円  
新3号：月額上限 16,300円

預かり保育利用料は、a：保護者が施設に払った金額、b：利用日数×  
日額単価（450円）で算出される金額、c：月額上限額を比較したうち、  
最も少ない額が無償化の対象額となります。

#### （2）申請方法

申請後の結果は、郵送で通知されます。

	新1・2・3号共通	<input type="checkbox"/> 施設等利用給付認定申請書 <input type="checkbox"/> マイナンバーの申出書（認定こども園は不要）		
	新2・3号の場合	<input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由を証明する書類		
必要書類	家庭の状況に 応じて 必要な書類	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭の場合：ひとり親家庭等医療証明書のコピー、児童扶養手当証書の コピー、離婚がわかる戸籍謄本等の公的書類+子どもの健康保険証のコピー のいずれかひとつ <input type="checkbox"/> 離婚協議中の場合：裁判所や弁護士による、離婚協議中であることがわかる書類 (離婚協議開始日の記載が必要、コピー可) <input type="checkbox"/> 保護者が単身赴任等で別居している場合：住民票の写し		
	希望認定開始月が 2月、3月の場合	<input type="checkbox"/> 現況届 (年度末、保育を必要とする事由を確認する為に提出が必要な書類です。)		
締切日	幼稚園 認定こども園	認定希望開始月の <b>前月10日まで</b>	届出保育施設等	認定希望開始月の <b>前月15日まで</b>
提出先	宗像市役所 子ども育成課 市内幼稚園・認定こども園は園でとりまとめて、市に提出します。園への締切日は各園に確認してください。			

⚠ 以下の場合は、例外として締切日を変更できます。

状況	締切日	提出先
転入の場合	転入日から <b>2週間以内</b>	宗像市役所 子ども育成課
認可保育所の調整結果通知を 確認した後に申請する場合	認定開始希望月の <b>前月25日</b> まで	

※1 届出保育施設等には、認可保育所の一時預かり事業を含みます。また、企業主導型保育施設と他の届出保育施設等を併用している場合は、届出保育施設等は無償化対象外です。※2 教育時間利用料について、通園送迎費、食材料費、行事費等は対象外です。※3 預かり保育とは、教育時間外や長期休暇中に、園の利用時間を延長するサービスです。※4 届出保育施設等の利用料に、入園料・教材費・給食費などは含まれません。

## 【お知らせ】

### 子育て等に関する相談窓口

相談名	相談内容	問い合わせ先
保育コンシェルジュ	保育所、幼稚園、認定こども園の入所に関すること、各園の特色や入園後のお困りごとなど保護者のニーズや状況にあった様々な相談に応じます。 ※事前予約をお願いします。	0940-36-3181 子ども育成課 (保育コンシェルジュ)
子どもと家庭に関わる心配ごと相談	18歳未満の子どもと家庭に関わる心配ごとの総合相談窓口です。 ・子ども、妊娠婦、その家庭に関するあらゆる心配 ・子どもの成長・発達や育児の悩み、友だちとの関係や学習の苦手さに関する相談	0940-36-1302 子ども家庭相談室（総合相談） 36-9098 発達支援室 36-8303 エール（適応指導教室）
妊婦・乳幼児相談	妊娠中の心配や子育て全般について保健師・助産師・栄養士が相談に応じます。	0940-36-1365 子ども家庭課
子育て相談	子育ての悩みや不安について、育児経験のあるスタッフが一緒に考えたり相談に応じます。また、必要に応じて専門機関を紹介します。	0940-37-3741 子育て支援センター「ふらごっこ」
子どもの権利相談	いじめや体罰、不登校、友達や先生、家族との関係などの悩み、その他子どもの権利侵害に関する相談に応じます。子ども本人からの相談も可能です。	0940-36-9094 子どもの権利相談室 (ハッピークローバー)
保育所等に関する相談	通っている各園の担任の先生や園長、市子ども育成課でも相談を受け付けています。 園の関係者に相談しにくい場合は、右に記載の窓口にて、園生活での悩みや、園への意見・要望がある場合の相談に応じます。ご活用ください。	第三者委員(各園ごとに設置) ※連絡先は園内の掲示板や利用のしおり、ホームページに掲載  092-915-3511 福岡県運営適正化委員会 (福岡県社会福祉協議会)

### 保育士さんの「働きたい」を応援します！ ☎ 0940-36-3181 (子ども育成課)

市では、子ども育成課内に「宗像市保育士・保育所等支援センター（無料職業紹介所）」を設置し、登録者に市内の保育所などへの就職に向けた各種相談や紹介をしています。

#### 保育士資格があれば、まずは求職登録を！

登録は2ステップで簡単！

- ①右記コードから登録フォームにアクセス
- ②名前、資格の有無など簡単な質問に回答

登録完了後に、同センターから詳しい希望の聞き取りや、施設見学などの日程調整に向けた連絡をします。実務経験なし、ブランクありでも大歓迎！

まずは気軽に登録をしてください。

詳しくは、  
宗像市ホームページをご覧ください。

宗像市 保育士

検索



**支援制度** · 新規採用者10万円支給※  
· 月額4.9万円の家賃補助※

市内保育所で勤務を開始する人へ助成制度（補助金）があります。各種手続きは、勤務開始後に市から勤務先を通して連絡します。

※支給・補助には条件があります。詳しくは宗像市ホームページをご確認ください。

#### 園の紹介動画 公開中！

園の特色や働き方、園長・職員からのメッセージを動画で紹介しています。



＼むむっ！／  
むなかた。

# 委任状

宗像市長宛

下記の理由により来庁できませんので、代理人に認可保育所、認定こども園(保育利用)等の入所申込み(兼支給認定申請)に関する権限を委任します。

委任日	令和 年 月 日		
来庁できない 理由			
委任者	住 所		
	氏 名(生年月日)	(昭和・平成 年 月 日)	
	電 話	※必要に応じてご連絡させていただく場合がありますので、平日8:30～17:00の間に連絡がとれる電話番号をご記入ください。 (自宅) — — (勤務先・携帯番号) — —	
代理人	住 所		
	氏 名(生年月日)	(昭和・平成 年 月 日)	
	電 話		
	続 柄	代理人は、私(委任者)から見て( )にあたる。	

市記入欄

こどもCD	□免許証 □保険証 □パスポート □その他( )	受付		処理
本人確認	確認後、裏面に写しを貼り付けること			